

福高第 2 7 9 3 号
平成 2 5 年 3 月 2 5 日

介護保険指定福祉用具貸与事業所 管理者 殿
介護保険指定福祉用具販売事業所 管理者 殿

沖縄県福祉保健部高齢者福祉介護課長
(公 印 省 略)

「福祉用具貸与計画」及び「特定福祉用具販売計画」の作成について

福祉保健行政の推進について、平素より御協力いただき感謝申し上げます。

平成 2 4 年度の介護保険法改正に伴い、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第 1 9 9 条の 2 及び第 2 1 4 条の 2 により、福祉用具貸与計画及び特定福祉用具販売計画の作成について新たに規定されました。 いずれも平成 2 4 年 4 月 1 日までに指定を受けた事業所については、経過措置として、平成 2 5 年 3 月 3 1 日までの間に全利用者に係る福祉用具サービス計画を作成すればよいとされていますが、当該経過措置の期限が今月末に迫っているため、まだ計画書が完備されていない事業所においては、至急作成されますようお願い致します。

沖縄県 高齢者福祉介護課
担 当：介護指導班 大城
T E L：098-866-2214
F A X：098-862-6325